

老 企 第 2 1 号

平成 11 年 7 月 26 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について

要介護認定の具体的な運用方法については、本日別途「要介護認定の実施について」（平成 11 年 7 月 26 日老発第 499 号 厚生省老人保健福祉局長通知）において通知されたところであるが、今般別添のとおり、「認定調査票記入の手引き」（別添 1）、「主治医意見書記入の手引き」（別添 2）及び「特定疾病にかかる診断基準」（別添 3）を定めたので通知する。